# 公益社団法人宮崎県看護協会 会館整備資金取扱規程

(目的)

第1条 公益社団法人宮崎県看護協会(以下「本会」という。)の保有する建物・機械設備等の補修や将来の会館建替並びに備品の更新及び会館管理等に要する資金は、正会員からの会館整備に係る資金(以下「整備資金」という。)を充てるものとし、整備資金の管理・運営に関してはこの規程による。

# (整備資金の使涂)

- 第2条 整備資金の使途は、次のものに限る。
  - (1) 建物・機械設備及び備品等の減価償却費
  - (2) 建物・機械設備及び備品等の法定検査費
  - (3) 建物・機械設備及び備品等の維持補修に要する経費
  - (4)機械設備及び備品等の更新に要する経費
  - (5) 会館管理に要する経費
  - (6) その他本会の建物、機械設備等の価値を高める経費

# (整備資金の額)

第3条 正会員は整備資金を納付するものとし、金額は1人あたり5万円とする。

# (整備資金の使途の割合)

第4条 整備資金の使途の割合は、整備資金総額の2分の1以上を公益目的事業に充て るものとする。

# (整備資金の納付方法)

第5条 整備資金の納付方法は、一括払い及び分割払いのいずれの方法でも差し支えないものとする。

# (会計経理の基準)

第6条 整備資金に係る会計経理については、本会の会計処理規則の定めるところにより取り扱うものとする。

# (事務)

第7条 整備資金の受け入れ事務は、本会事務局が行う。

#### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

#### (補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める ものとする。

#### 附則

この規程は、平成25年6月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。